

## ○伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合負担金に関する規則

平成27年4月1日

規則第12号

(趣旨)

**第1条** この規則は、伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合規約（平成27年静岡県自行第586号。以下「組合規約」という。）第11条に規定する関係市の負担金に関し必要な事項を定めるものとする。

(端数処理)

**第2条** 組合規約第11条第3項本文中の計画ごみ量に応じた割合及び同項ただし書のごみ処理実績量に応じた割合は、小数点以下第5位を四捨五入し、小数点以下第4位までを求め、これに100を乗じて得た割合とする。

2 組合規約第11条第2項の規定により、各号の負担金に円未満の端数が生じた場合には、小数点以下第1位を四捨五入する。

(納期)

**第3条** 関係市の負担金の納期回数及び納期限は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、補正予算の成立その他特別の事情がある場合は、納期回数の追加又は納期限を変更することができる。

(1) 前期 4月20日

(2) 後期 9月30日

2 前項の納期が日曜、祭日及び金融機関の定休日（以下「定休日等」という。）に当たる場合は、当該定休日等の翌日とする。

(納入方法)

**第4条** 負担金の納入は、組合が発行する納入通知書により、納入するものとする。

(補則)

**第5条** この規則に定めるもののほか、関係市の負担金に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。